

（注）本案内は、今般発表された労働省からの就労許可変更実施規定とは関係ありません。

## 就労許可（IMTA）で許可される就労場所について

昨今就労許可（正式名称：外国人雇用許可 Izin Mempekerjakan Tenaga Kerja Asing/IMTA）をすでに取得している出向者/駐在員が会社所在地でないところに出張した際にトラブルに巻き込まれるケースが見られています。

**就労許可（IMTA）を取得していれば、インドネシア内どこでも働くことができるという訳ではないことをご理解ください。**

1. 就労許可（IMTA）には就労を許可されている場所が明記されています。通常はスポンサーとなっている会社の所在地、支店/支所所在地、担当が決まっている現場等が列挙されています。就労許可（IMTA）に記載されていない場所では就労できません。ご自分の就労許可（IMTA）に記載されている就労可能な場所を事前に御確認ください。
2. 就労許可（IMTA）の就労を許可されている場所は有効期間中でも追加が可能です。必要に応じ、処理をご検討ください。
3. その他トラブルを最小限に抑えるための対応につきましては、各社でお使いになっているビザ・エージェント等とご相談ください。

なお、これまでもお知らせしてきていますが、常時携行義務のある文書を携行しないことでもトラブルが発生しています。再度お知らせさせていただきます。

1. 常時携行義務のある文書（パスポート・コピー（全頁コピーが望ましい）、暫定居住許可証 ITAS、外国人身分証明書 SKTT）のみならず、ジャカルタジャパンクラブホームページに掲載されている入国管理総局・捜査取締局長レター（[http://jic.or.id/pdf/others/150618\\_DITJEN\\_Letter-signed.pdf](http://jic.or.id/pdf/others/150618_DITJEN_Letter-signed.pdf)）も携行することをお勧めします。
2. 当地滞在におけるパスポート及び暫定居住許可証 ITAS の携行についてはジャカルタジャパンクラブホームページに掲載がございますので、ご参照ください。  
（<http://jic.or.id/houjin/news/%e5%a4%96%e5%9b%bd%e4%ba%ba%e3%81%ae%e3%83%91%e3%82%b9%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e6%88%96%e3%81%84%e3%81%afitas%e6%90%ba%e5%b8%af%e7%be%a9%e5%8b%99%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6%ef%bc%88/>）

以 上